

令和8年2月18日

実験実習機器センターにおける学部学生の機器・設備の利用について

実験実習機器センター長
高澤 啓

実験実習機器センターにおける学部学生の機器および設備の利用について、法令および学内規程の遵守、学生の安全確保と研究能力の向上、ならびに機器・設備の安定的な運営を図るため、下記内容に基づき適切に対応くださいますようお願い申し上げます。

1. 学生による機器・設備の利用は、受入講座の責任において行うものとし、関連する諸手続きは当該講座が担うものとする。
2. 学生がP2実験室またはBSL実験室を利用する場合は、当センターへの使用申請に先立ち、遺伝子組み換え実験の計画書に関する申請および実験従事者の登録を完了しなければならない。
3. 学生による機器・設備の利用にあたっては、事前に当センター所定の使用申請書を提出するものとする。当該申請書の使用者氏名欄には、学生および指導教員がそれぞれの氏名を記入するものとする。なお、指導教員は受入講座に所属し、かつ当該機器・設備の利用に習熟している者に限る。
4. 学生が実験室等に入室する際は、指導教員が必ず付添うものとする。
5. 学生が研究目的で機器を使用する場合は、事前に機器担当センター職員から初回講習を受けるものとし、受講を完了した学生に限りその使用を認める。使用の際には指導教員の監督下[※]で使用することとし、学生単独での機器・設備の利用は一切認めない。
6. 医学研究特論における機器・設備の使用に際しては、指導教員が責任を持って学生への指導・訓練を行うものとする。本特論においては、センター職員による初回講習は原則として実施しない。
7. 学生が機器・設備を使用する際は、使用簿に指導教員および学生本人の氏名を併記するものとする。
8. 学生が機器・設備を損傷または汚損した場合は、故意・過失の有無にかかわらず、受入講座の負担と責任において原状回復を行うものとする。
9. 学生による機器・設備の利用料金は、指導教員が使用したと見なして徴収する。ただし、大学のカリキュラムに伴う利用については、本学学務課等と当該講座が個別に相談するものとする。

※「指導教員の監督下」とは、指導教員が同一の実験室内に付き添い、当該実験・操作の内容を把握したうえで、必要に応じて直ちに指示または介入できる状態をいう。

上記内容は、平成31年1月30日付で研究戦略企画委員会の承認を受けて裁定され、令和8年2月9日付で実験実習機器センター運営委員会の了承を得て改定されたものです。

[お問合せ先]

実験実習機器センター（内線2623）

申請書提出先 E-mail : kiki_shinsei@asahikawa-med.ac.jp